

岐阜市と武蔵野大学アントレプレナーシップ研究所との

アントレプレナーシップに関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と武蔵野大学アントレプレナーシップ研究所（以下「乙」という。）は、次のとおりアントレプレナーシップに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携及び協力し、アントレプレナーシップに関する取組を推進することで、地域の課題に適切に対応し、活力のある地域社会の形成及び発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）アントレプレナーシップ教育に関すること。
- （2）アントレプレナーシップ人材の育成に関すること。
- （3）アントレプレナーシップによる地域の活性化に関すること。
- （4）アントレプレナーシップの醸成に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 本協定に基づく具体的な内容、実施方法、役割分担等については、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づく取組のために必要となる経費については、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、当事者間で協議の上、変更を行うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、第2条に規定する連携事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換の実施に努めるものとする。

（成果等）

第7条 連携及び協力の成果の利用条件等については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から2025年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも別段の申出がない場合には、本協定

の有効期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（中途解約）

第10条 甲及び乙は、解約日の3ヵ月前までに相手方に書面又は電磁的方法で通知することにより、本協定を解約することができる。

（その他）

第11条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各々1通を保有する。

2023年10月30日

（甲） 岐阜県岐阜市司町40番地1
岐阜市
代表者 岐阜市長

柴橋正直

（乙） 東京都西東京市新町一丁目1番20号
武蔵野大学
アントレプレナーシップ研究所
代表者 所長

伊藤羊一